

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）

新型コロナウイルス感染症に関し、技能実習関係者から主に寄せられたご質問とその回答は以下のとおりですのでご参考としてください。

令和4年2月24日、政府において、「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（以下「措置（27）」という。）が公表され、令和4年3月1日から受入れが開始されました。さらに、同年8月25日に「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（以下「措置（31）」という。）、9月26日に「水際対策強化に係る新たな措置（34）」（以下「措置（34）」という。）が公表され、入国時検査等の入国に当たっての取扱いが変更されました。このため、

- 1 水際対策強化に係る新たな措置に関するご質問
- 2 1以外の技能実習生に係る一般的な新型コロナウイルス感染症への対応に関するご質問に分けて、以下のとおり記載します。

1 水際対策強化に係る新たな措置に基づき技能実習生が外国人の新規入国制限の見直しを利用して入国する場合の対応について

令和4年3月1日から開始された措置（27）に基づき、技能実習生の入国が再開されたところ、令和4年10月11日より、措置（31）及び措置（34）に基づき、日本入国前の現地での検査、入国時の検査、入国後待機等について取扱いが変更されています。これらの取扱いの詳細については以下を御確認いただくとともに、技能実習生の受入れに当たっては随時最新の情報を御確認いただくようお願いします。

○厚生労働省ホームページ（水際対策強化に係る新たな措置）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（1）措置（31）及び措置（34）に係る基本的事項について

Q1 技能実習における受入れのポイントを教えてほしい。

A1 令和4年2月24日、政府において、水際対策強化に係る新たな措置（27）が示されました。同措置に基づき、同年3月1日午前0時（日本時間）から、技能実習生を含む長期滞留の外国人の新規入国が認められました。

また、令和4年9月7日から開始された措置（31）及び令和4年10月11日より開始された措置（34）に基づき、外国人の入国に当たっての各種取扱いが変更されたところ、これらの措置のポイントは以下のとおりです。

<措置（31）について>

令和4年9月7日午前0時（日本時間）より、措置（31）に基づき日本入国前の検査等に係る新たな取扱いが開始されました。

措置（31）においては、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）が支配的となっている国・地域（※1）からの全ての帰国者・入国者について、ワクチン接種証明書（※2）を保持している場合は、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととされ、ワクチン接種証明書を保持していない者については、入国に当たり、出国前72時間以内の検査証明の提出が必要とされています。

※1 措置（27）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認され

ている国・地域」以外の国・地域。なお、令和4年10月11日現在、「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」に指定されている国・地域はないことから、全ての国・地域からの帰国者・入国者が措置（31）の対象です。ただし、今後変更が生じる可能性があるため、技能実習生の受入れに当たっては常に最新の情報を御確認ください。

※2 措置（34）別添で定められた有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書。

なお、措置（34）の別添において定められた有効と認められるワクチン接種証明書の条件については、以下のとおりです。ただし、今後、内容に変更が生じる可能性があるため、技能実習生の受け入れに当たっては、厚生労働省ホームページより常に最新の情報を御確認ください。

＜【水際対策】日本政府が定めたワクチン（厚生労働省ホームページ）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

【参考】有効なワクチン接種（3回）証明書の条件（令和4年10月11日現在）

以下①～③の条件を全て満たすものに限り、有効。

①政府等公的な機関で発行された接種証明書であること

②以下の事項が日本語又は英語で記載されていること

・氏名、生年月日、ワクチン名/メーカー名、ワクチン接種日、ワクチン接種回数

※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載してあり、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効。

※ 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効。

③以下のワクチン（ワクチン名/主なメーカー）のいずれかを3回接種していることが分かること

ワクチン名	主なメーカー
コミナティ（Comirnaty）筋注 コミナティ（Comirnaty）RTU 筋注	ファイザー（Pfizer） ビオンテック（BioNTech） 復星医薬（フォースン・ファーマ）
スパイクバックス（Spikevax）筋注	モデルナ（Moderna）
バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注	アストラゼネカ（AstraZeneca）
コビシールド（Covishield）	インド血清研究所
ジェコビデン（JCOVDEN）筋注	ヤンセン（Janssen）
コバクシン（COVAXIN）	バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）
ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注	ノババックス（Novavax）
コボバックス（COVOVAX）	インド血清研究所
Covilo BBIBP-CorV 不活化新型コロナワクチン（ベロ細胞）	シノファーム・北京生物製品研究所
コロナバック（CoronaVac） 新型コロナワクチン（ベロ細胞）不活化	シノバック
コンビディシア（CONVIDECIA）	カンシノ・バイオロジクス

※ ジェコビデン（JCOVDEN）筋注 / ヤンセン（Janssen）の場合は、初回接種に限り、1回の接種をもって2回分相当とみなす。

※ 1-3回目異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効。

＜措置（34）について＞

令和4年10月11日午前0時（日本時間）より、措置（34）に基づき入国時検査、入国後待機等に係る新たな取扱いが開始されました。

措置（34）により、これまで日本国内に所在する受入責任者に求めていた入国者健康確認システム（ERFS）における申請が廃止されたことから、令和4年10月11日以降は、技能実習生の受入れに関しても、監理団体による入国者健康確認システムの申請は求められません。

また、ワクチン接種証明書又は出国前72時間以内の検査証明を保持して日本に入国する技能実習生については、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等は求められません。

ただし、来日の際に新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状がある場合などについては、入国時検査や宿泊施設での待機等を求められる可能性がありますので、そのような場合は空港等において必要な指示に従う必要があります。

＜「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用について＞

措置（34）等に基づく水際措置の緩和により、今後も、技能実習生を含む外国人の入国が見込まれるところ、引き続き、入国時の検疫、入国審査、税関手続等の混雑が予想されることから、入国を予定している技能実習生に対しては、引き続き、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用の徹底を図っていただく必要があります。

措置（31）及び措置（34）に関してファストトラック等で事前に入力するのは、上記※2に該当する「ワクチン接種証明書」か、それがない場合には「出国前72時間以内の検査証明書」のみですが、事前入力となされない場合、空港到着後の検疫窓口において、順番に一つ一つ審査・確認を行うことになり時間を要するため、引き続き利用の徹底をお願いします。

ただし受入責任者による入国者健康確認システムにおける申請が不要となったことを踏まえ、令和4年10月11日以降は、技能実習計画の認定申請時等に求めているファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用に関する確認書の提出は不要となります（詳細はQ11を御確認ください）。

Q2 削除

A2 削除

Q3 在留資格認定証明書の有効期間は経過していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国見込みが不明であること等を理由として、既に外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出している場合、再度、技能実習計画認定申請を行わなければならないのか。

A3 2023年4月30日までに入国し、技能実習を開始する場合にあっては、外国人技能実習機構に対し、改めて技能実習計画認定申請を行っていただく必要はありませんが、入国後速やかに、技能実習期間を変更するとして技能実習計画軽微変更届出書を提出してください（なお、実習実施者が変わる場合は新規の技能実習計画の認定が、また監理団体が変わる場合は変更認定が、それぞれ必要です）。

Q4 在留資格認定証明書の有効期間について、現在の取扱いはどのようになっているのか。

A4 出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、以下のとおり認定証明書の有効期間の延長措置を講じています。

＜有効とみなす期間＞

- ・作成日が2020年1月1日～2022年4月30日
→ 2022年10月31日まで

・ 作成日が 2022 年 5 月 1 日～2022 年 7 月 31 日

→ 作成日から「6 か月間」有効

※ 2022 年 8 月 1 日以降に作成されたものは、作成日から「3 か月間」有効です。

(2) 措置 (27) に係る申請について

Q 5 削除

A 5 削除

Q 6 削除

A 6 削除

Q 7 削除

A 7 削除

Q 8 ファストトラック、Visit Japan Web サービスとは、どのような制度なのか。

A 8 ファストトラックとは、海外から日本への入国者について、空港検疫で実施している手続の一部を、入国者健康居所確認アプリ (My SOS) を通じて、WEB上で日本入国前に済ませることができるもので、羽田空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港に到着する入国者は利用することができます。

<ファストトラックについて (厚生労働省ホームページ)>

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

Visit Japan Web サービスとは、検疫手続の事前登録を行う My SOS アプリとは別に、海外からの入国者が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるサービスです。

<Visit Japan Web サービスについて (デジタル庁ホームページ)>

https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

※ 各サービスの詳細は以下の QRコードから御覧いただくことができます。

ファストトラック



Visit Japan Web サービス



外国人の新規入国に当たり、ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用について、これまでも累次にわたって確実な利用をお願いしていますが、今後も多くの技能実習生の入国が見込まれるところ、空港における滞留が生じないように、措置 (34) の開始以降も、引き続き、ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用の徹底をお願いします。

Q 9 削除

A 9 削除

Q 10 削除

A 10 削除

(3) 技能実習計画の認定申請時等の確認書類の提出について

Q11 ファストトラック及びVisit Japan Webサービスの利用に関する確認書とはどのようなものか。いつ、どこに提出すれば良いのか。

A11 ファストトラック及びVisit Japan Webサービスの利用の徹底をお願いする観点から、令和4年6月22日以降、外国人技能実習機構への技能実習計画の新規認定の申請、在留資格認定証明書の交付申請時又は査証発給申請の場面のいずれかにおいて、技能実習生本人及び受入責任者それぞれから、ファストトラック及びVisit Japan Webサービスの利用に関する確認書を提出いただいておりますが、10月11日以降の各申請においては同確認書の提出を不要とします。

Q12～Q17 削除

(4) 措置(27)及び措置(28)に係る入国後の待機について

Q18～Q20 削除

(5) 措置(27)等に係るその他の事項について

Q21 入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、実習生がアプリ(MySOS)をインストールするための携帯を所持していない場合に受入企業がスマホをレンタルして貸与した場合の費用、入国後の移動及び待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用については、誰が負担すべきか。技能実習生に負担させることは可能か。また監理団体が負担した場合には、当該費用を監理費として、監理団体は実習実施者から徴収することはできるか。

A21 技能実習法では、実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の生活を支援する者としての責任があることを踏まえ、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。

団体監理型の場合は、監理団体が当該費用を負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」(技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。))として、実習実施者から徴収することができますが、監理団体が当該費用を実習実施者から監理費として徴収する場合には、技能実習生本人に直接又は間接に当該費用を負担させることは技能実習法上禁止されていることにご留意ください。

なお、技能実習生本人が待機期間中の対応に必要な範囲を超えて、個人的な目的で通話やインターネットを使用した場合の費用については、個別に算出できるような場合には、技能実習生本人に負担させることは差し支えありませんが、費用負担については予め技能実習生に対して説明しておく必要があります。

Q22 今回の外国人の新規入国制限の見直しを利用する場合であっても、政府の要請により5日間待機となる場合は、在留期間も5日間延長されるのか。

A22 当該5日間の待機により、付与された在留期間内で技能実習計画に定める目標を達成することが困難となった場合には、地方出入国在留管理署に個別に御相談ください。

Q23 削除

A23 削除

2 水際対策強化に係る新たな措置以外の技能実習生に係る一般的な新型コロナウイルス感染症への対応について

Q1 入国が当初の予定より遅れそうだが、どうしたらよいか。

A1 技能実習計画の認定を受けている場合で、認定を受けた計画の技能実習期間と入国日との間が3か月以上空いていない場合は、特段の変更届等の手続は不要です。3か月以上空いている場合は、技能実習計画軽微変更届出書を提出してください。詳しくは、外国人技能実習機構地方事務所にお尋ねください。

また、入国時期を遅らせる場合については、雇用契約期間の雇用条件に変更が生じることなど、技能実習生が不安にならないように送出国を通じて十分に説明することが必要です。

なお、既に交付を受けている在留資格認定証明書の有効期間が経過した場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

※在留資格認定証明書の有効期間は通常3か月間であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢により、特例として、2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書については、作成日に応じて以下のとおり有効なものとして取り扱うこととしています。

○ 2020年1月1日から2022年4月30日までに作成された在留資格認定証明書

⇒2022年10月31日まで有効なものとして取り扱います。

○ 2022年5月1日から2022年7月31日までに作成された在留資格認定証明書

⇒作成日から6か月間有効なものとして取り扱います。

※ 2022年8月1日以降に作成されたものは、作成日から「3か月間」有効です

※ 詳細については、地方出入国在留管理官署にお尋ねいただくか、出入国在留管理庁ホームページにも掲載されていますのでご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155_1.html

Q2 一時帰国した後、再入国ができないため、実習の再開を遅らせたいが、どのような手続が必要か。

A2 2023年4月30日までに中断していた技能実習を再開する場合にあっては、技能実習実施困難時届出書を提出して一時的な中断の開始日を明らかにした上で、再入国が可能となった後、技能実習計画軽微変更届出書を提出し、再開時期を明らかにした上で技能実習を再開することが可能です。

当該一時的な中断により実習に伴う在留期間を延長する必要がある場合は、当該技能実習実施困難時届出書及び技能実習計画軽微変更届出書の写しの添付により中断期間を明らかにし、地方出入国在留管理官署に在留期間の更新許可申請をしてください。

なお、技能実習生が許可された在留期限内（在留申請を行っている場合の特例期間を含む。）に再入国ができない場合は、改めて在留資格認定証明書の交付を受け、入国の手続を行う必要があります（2023年4月30日までの間に再入国許可の有効期間が経過した場合、在留資格認定証明書交付申請の添付資料は受入機関作成の理由書のみであるため、技能実習計画軽微変更届出書については、査証発給後、具体的な入国の目途が立ち次第提出をしてください。）。

Q3-1 技能実習を終了したが、新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国できない場合はどうしたらよいか。

A3-1 帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる技能実習生であって、在留期限が2022年11月1日までに満了する者については、滞在費支弁等のための就労を希望する場合には「特定活動（就労可）（4月）」への在留資格変更を認めているほか、帰国できる環境が整うまでの一時的な滞在のため、「特定活動（就労不可）（4月）」（2020年5月21日より前は「短期滞在」）への在留資格変更が認められます（※1）。

「特定活動（就労可）（4月）」については、従前の実習実施者又は従前の実習実施者での就労継続が困難な場合は新たな受入れ機関（技能実習生の受入実績のあるものに限る。）との契約（※2）に基づき、「技能実習」で在留中の実習内容と原則として同種の業務に従前と同等額以上の報酬で従事するものである必要があります。）。

申請に当たっては、帰国が困難であることについて合理的な理由があること等を確認できる資料及び理由書等をご準備いただく必要があります。

「特定活動（就労不可）（4月）」については、原則として就労することは認められませんが、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（1週につき28時間以内で就労が可能）を受けることができます（帰国できる環境が整うまでの間、「短期滞在」を許可されている方も同様です。）。

また、予定していた技能実習を修了したものの、本国への帰国が困難である技能実習生であって、特定技能外国人の業務に必要な技能を身につけることを希望しているなど一定の要件を満たすときは、在留資格「特定活動（就労可）（最大1年）」への在留資格変更が認められます（詳細については、Q10を参照ください。）。

詳しくは、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に御相談ください。

（※1）2022年5月31日に取扱いが変更されるまでは、4月ではなく6月の在留期間が許可されていました。以下Q3-3-1、Q3-4、Q3-5及びQ3-6の内容は、在留期限が4月、6月いずれの場合にも該当します。

（※2）職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を受けずに、本件技能実習を終了した者と新たな受入れ機関との間での雇用契約の成立をあっせんすると、職業安定法違反となるおそれがありますので、十分に注意してください。

Q3-2-1 Q3-1の場合、「特定活動（就労可）（4月）」での在留を希望しているが、「技能実習」で従事した業務と同種の業務での受入れ先が見つからない場合はどうしたらよいか。

A3-2-1 Q3-1の場合において、従前と同種の業務（「技能実習」で従事していた職種・作業。以下同じ。）での受入れ先の確保に努めたものの、これを確保することができない場合は、従前と同種の業務に関係する業務（※）であれば、同様に「特定活動（就労可）（4月）」への在留資格変更が認められます。

（※）技能実習で従事していた職種・作業が属する技能実習法施行規則別表第二の各表内の職種・作業（「七 その他」を除く。）

例：「技能実習」で従事した業務が「職種：耕種農業 作業：施設園芸」の場合、以下の職種・作業が関係する業務となります。

→「職種：耕種農業 作業：畑作・野菜、果樹」

→「職種：畜産農業 作業：養豚、養鶏、酪農」

Q3-2-2 従前と同種の業務に関係する業務でも受入れ先が見つからない場合はどうしたらよいか。

A3-2-2 「技能実習」で従事した業務と同種の業務又はこれと関係する業務のいずれにおいても受入れ先が見つからない場合は、「特定活動（就労不可）（4月）」への在留資格変更が認められます。

この場合、原則として就労することは認められませんが、本邦での生計維持が困難であると認められる場合には、資格外活動許可（1週につき28時間以内で就労が可能）を受けることができます。

Q3-3-1 「特定活動（4月又は6月）」への在留資格変更が許可された技能実習生について、生活費及び帰国旅費については、技能実習生として受け入れていたときの監理団体（企業単独型の場合は実習実施者）が負担するという理解でよいか。

A3-3-1 技能実習生の技能実習終了後の帰国については、技能実習法施行規則において、監理団体（企業単独型技能実習については実習実施者。以下同じ。）が「技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること」と規定されており、帰国予定の技能実習生の在留資格が「特定活動」等に変更された場合であっても、監理団体が帰国までの生活に係る必要な措置を講じてください。

また、技能実習終了後の帰国費用についても監理団体が負担する必要があります。

この「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国費用については、技能実習法施行規則第37条に定める「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、技能実習生に負担させてはなりません（これまでと異なる受入れ機関において就労する場合も同様です）。

なお、外国人技能実習機構では、技能実習終了後であっても、技能実習生からの相談に母国語で対応しています。

Q3-3-2 監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が技能実習終了後の帰国費用を負担することとされているが、帰国するための航空料金が高騰していることから、技能実習生（帰国予定の技能実習生で在留資格が「特定活動」等に変更された者を含む。以下同じ。）の同意があれば、一部を技能実習生に自己負担させることができるか。

A3-3-2 いかなる理由でも、技能実習生に帰国費用の一部を負担させることは認められず、監理団体（企業単独型技能実習であれば実習実施者）が帰国費用の全額を負担する必要があります（技能実習法施行規則第12条第1項第6号及び第52条第9号）。

Q3-4 「特定活動（就労可）」（4月又は6月）への在留資格変更が許可された技能実習生については、技能実習法施行規則第52条第1号に基づく監査の対象となるのか。また、当該在留資格で在留中の者からの相談には対応する必要があるか。

A3-4 「特定活動（就労可）」（4月又は6月）に在留資格を変更した者については、技能実習法施行規則第52条第1号に基づく監査の対象とはなりません。ただし、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）は、同規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づき、技能実習終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとされており、これらの者から監理団体等に対して相談等があった場合には、帰国するまでの間は、技能実習生と同様に、円滑な帰国に向けて必要な支援・助言等を責任を持って適切に行う必要があります。

なお、帰国までの生活に係る必要な措置を講ずるに当たって要した費用負担の考え方については、Q3-3-1をご確認ください。

Q3-5 「特定活動（4月）」の申請は監理団体等の職員が申請取次者として行うこととしてもよいか。

A3-5 申請時点で技能実習生を受け入れている監理団体の取次者証明書を有する職員が取り次ぐことは可能です（現在の在留資格が「特定活動（6月）」で、在留期限が2022年6月30日以降の者は1回に限り在留期間を更新することができますが、この場合の取扱いも同じです。）。

Q3-6 技能実習終了後に、引き続き在留する場合や技能実習途中の解雇後、次の就労先が見つかるまでの間の医療保険の手続について教えてください。

A3-6 引き続き日本に在留する場合や技能実習途中の解雇後、次の就労先が見つかるまでの間の医療保険については、変更される在留資格等に応じて手続が必要な場合がございますので、注意してください。

＜特定活動（就労不可）（4月又は6月）へ在留資格を変更した場合（資格外活動許可を受けて就労する場合を含む）＞※技能実習途中で解雇され、在留資格が技能実習から変更がない場合も同様

健康保険の適用事業所で就労していた技能実習生については、在留資格の変更に伴い退職した場合、これまで加入していた健康保険の資格を喪失し、住所地の市区町村の国民健康保険に加入することになります。健康保険から国民健康保険への切り替えの手続等については、住所地の市区町村の国民健康保険の窓口にご相談ください。

なお、退職日までに被保険者であった期間が継続して2か月以上ある方については、希望すれば、任意継続被保険者としてこれまで加入していた健康保険に継続して加入することもできます。その場合、健康保険の資格を喪失してから20日以内に手続を行う必要がありますが、具体的な手続については、退職前の事業所で加入していた保険者にご相談ください。

（※）健康保険の適用事業所以外の事業所で就労していた技能実習生については、住所地を変更しない限り、退職した後も引き続きこれまでと同じ国民健康保険に加入することになります。

また、資格外活動許可を受けて就労する場合は、一般的には国民健康保険に加入することとなりますが、具体的な手続については就労先にご相談ください。

＜特定活動（就労可）（4月又は6月）へ在留資格を変更した場合＞

在留資格変更後の就労先に応じて加入する医療保険や手続が異なります。特に就労先を変更した場合には、就労先の事業所に健康保険の加入についてご相談ください。

【これまでと同じ事業所で就労する場合】

引き続き、これまでと同じ医療保険に加入できます。

【健康保険の適用事業所で就労する場合】

新しい事業所の従業員が加入する健康保険に加入することになります。具体的な手続については、事業所にお問い合わせください。

【健康保険の適用事業所以外の事業所で就労する場合】

健康保険の適用事業所で就労していた技能実習生については、在留資格の変更に伴い退職した場合、これまで加入していた健康保険の資格を喪失し、住所地の市区町村の国民健康保険に加入することになります。健康保険から国民健康保険への切り替えの手続等については、住所地の市区町村の国民健康保険の窓口にご相談ください。

なお、退職日までに被保険者であった期間が継続して2か月以上ある方については、希望すれば、任意継続被保険者としてこれまで加入していた健康保険に継続して加入することもできます。その場合、健康保険の資格を喪失してから20日以内に手続を行う必要がありますが、具体的な手続については、退職前の事業所で加入していた保険者にご相談ください。

（※）健康保険の適用事業所以外の事業所で就労していた技能実習生については、住所地を変更しない限り、退職した後も引き続きこれまでと同じ国民健康保険に加入することになります。

（参考）全国健康保険協会ホームページ

「退職後の健康保険加入のご案内」

: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3180/1979-62524/>

Q 4 技能実習生が入国後に、例えば発熱等の症状が見られたため、しばらく様子を見た後に、入国後講習や実習実施者における実習を開始することとした場合、在留期間を延長することはできないか。

A 4 2023年4月30日までに、技能実習生の健康観察を行うために予定されていた実習を一時的に中断し、その後実習を再開した場合であって、中断期間について、実習に伴う在留期間を延長する必要がある場合は、2のA2と同様に、技能実習実施困難時届出書及び技能実習計画軽微変更届出書の写しの添付により中断期間を明らかにし、地方出入国在留管理官署に在留期間の更新許可申請をしてください。

Q 5 実習実施者に対する監査や訪問指導の現地確認については、どのように対応したらよいか。

A 5 部外者の立入りが極めて困難な場所で技能実習が行われているなど現地による実習実施場所等の確認が著しく困難な場合には、他の適切な方法により監査を行って下さい。

この場合、その理由と他の適切な監査方法を監査報告書に記載することになります。

Q 6 新型コロナウイルス感染症の影響により、技能実習生の技能検定等の受検が困難になった。優良要件（技能等の修得等に係る実績）はどのように扱えばよいか。

A 6 優良要件（技能等の修得等に係る実績）における、技能検定等の合格率の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により技能検定等の受検が困難になった技能実習生については、「やむを得ない不受検者」として算定対象外（母数に含めない）とすることも可能です。このような場合には、当初予定していた技能検定等が受検できなくなった事情について記載した資料を添付してください。

Q 7-1 入国後講習の受講に当たり、新型コロナウイルス感染症への感染防止等の観点から、インターネットを活用したオンラインによる講習を行いたい。

A 7-1 入国後講習については、座学で行われることに照らして机と椅子が整えられた学習に適した施設で行わなければならないこととしていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能とします。

入国後、技能実習生を一定期間待機させる場合などにおいても、同様の方法で入国後講習を行うことが可能です。

なお、このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。

Q 7-2 入国後講習のみを行う（入国前講習は行わない）予定で計画の認定を受けたが、入国が困難になったため、入国前講習を実施することとしたい。どのような手続が必要か。

A 7-2 入国前講習を実施することにより、入国後講習の期間を短縮し、併せて実習期間も変更する場合には、本来技能実習計画の変更認定が必要です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により入国が困難になった等の特段の事情がある場合であって、2023年4月30日までに入国し、技能実習を開始する場合は、技能実習計画軽微変更届出書（同届出書に入国前講習実施予定表（参考様式1-29号）の添付が必要。）の提出によることも可能とします。

Q 8-1 新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の自粛要請があったことから、技能検定等を開催する予定であった場所が使用できず、検定が受検できなくなった。このままでは、次の段階の技能実習に移行できないことから、受検・移行ができるようになるまでの間、Q 3-1と同様に在留資格の変更を行うことはできないか。

A 8-1 次段階（第2号又は第3号）の技能実習への移行が予定されている技能実習生について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、現段階の技能実習の目標である技能検定等が受検できないとき（再受検を除く。以下同じ。）は、検定等合格後速やかに次段階の技能実習への移行手続を行うこと等を条件に、「特定活動（就労可）（4月）」への在留資格変更許可を認めることとしています（当該就労活動については、従前の実習実施者との契約に基づき、「技能実習」で在留中の実習内容と同種の業務に従前と同等額以上の報酬で従事するものである必要があります。）。

申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により技能検定等が受検できない理由等を説明する資料及び次段階の技能実習に移行するまでの雇用契約に関する書面をご準備いただく必要があります。

なお、この「特定活動（就労可）（4月）」の在留資格変更許可を受けた後に次段階の技能実習へ移行する場合には、次段階の技能実習期間は、この「特定活動（就労可）（4月）」の在留期間を除いた残りの期間となる（※）ことに注意する必要があります。

（※） 例えば、第1号技能実習から第2号技能実習への移行希望者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で技能検定（基礎級）の受検が延期となり、技能実習期間の終了までに第2号技能実習に移行できなかった場合

①技能検定（基礎級）を受検し第2号技能実習に移行するため、「特定活動（就労可）（4月）」へ在留資格を変更。

②「特定活動（就労可）（4月）」の在留期間3か月目に技能検定に合格。

③これにより、第2号技能実習計画の実習期間は、②の「特定活動（就労可）（4月）」により在留した3か月を技能実習の上限2年間から除いた1年9か月が実習計画期間となる。

詳しくは、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に御相談ください。

Q 8-2 2号技能実習を修了した技能実習生（外国人建設就労者又は外国人造船就労者を含む。）が、「特定技能1号」への移行を希望しているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、「特定技能1号」への移行の準備に時間を要する状況にあるがどうしたらよいか。

A 8-2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も含め諸事情により、移行のための準備に時間を要するときは、受入れ予定機関において「特定技能1号」で従事する予定の業務と同様の業務に従事するための「特定活動（就労可）（4月）」への在留資格変更許可を認めることとしています。

具体的な要件や必要書類については、出入国在留管理庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html）を御確認いただくか、最寄りの地方出入国在留管理官署に御相談ください。

Q9 技能実習生がマスク等の医療用資材の製造に従事することは可能でしょうか。

A9 新型コロナウイルス感染症への感染対策に資することも踏まえ、当面の間の措置として、繊維・衣服関係の職種（※）の実習実施者は、技能実習を行っている時間全体の2分の1の期間、関連業務としてマスク等の製造に従事させることが可能です。

マスクの製造に従事させようとする場合には、業務の内容の説明資料（様式はありませんので、任意の様式で作成してください。）及び技能実習計画軽微変更届出書を機構の地方事務所・支所の認定課に提出してください。詳しい手続は機構の地方事務所・支所に相談してください（注）。

なお、技能実習に従事する時間全体の2分の1以下の期間内であれば、一定期間、マスク等の製造のみに従事することも可能としますが、技能検定合格等の技能実習計画に掲げた目標を達成できるよう、必須業務の技能等の修得等にも配慮して下さい。事業所において、マスクの製造以外の業務が縮小しているような場合には技能実習日誌等に記録するなどしてください。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業内容の変化によりマスク以外の医療用資材の製造に技能実習生に従事させることについて判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

（※）移行対象職種・作業である繊維・衣服関係の職種・作業

紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製作、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製

（注）機構の地方事務所・支所では、感染拡大防止のため来所ではなく電話でのご相談をお願いしております。

Q10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う実習実施者の経営状況の悪化等（倒産、人員整理等）により、実習が継続困難となった技能実習生についてどのように対応したらよいか。

A10 雇用を維持していただくことが大切であるため、現在、厚生労働省では雇用調整助成金について助成率を引き上げる等の拡充を行っています。技能実習生も日本人の方と同様に雇用調整助成金等の活用が可能であるため、まずは雇用の維持に努めていただくようお願いいたします。

その上で、技能実習生の実習継続が困難となった場合には、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構へ提出していただき、技能実習生が希望する場合は、実習先変更のための転籍支援を行っていただくこととなります。

なお、新たな実習先が見つからない場合又は予定していた技能実習を修了したものの本国への帰国が困難な場合で、2022年11月1日までに在留期限が満了する技能実習生が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望しているなど一定の要件を満たすときには、在留資格「特定活動（就労可）（最大1年）」への在留資格変更が認められます。

新たな受入れ機関が見つからない場合は、求職に必要な情報を関係機関等へ提出することに関する同意書（様式は出入国在留管理庁ホームページに掲載されています。）を当該技能実習生へ案内してください。

当該技能実習生の同意書を監理団体又は企業単独型実習実施者から出入国在留管理庁へ送付いただければ、出入国在留管理庁から、同意の範囲内において、求職に必要な情報が関係機関等に提供されます。

詳しくは地方出入国在留管理官署へお尋ねください。

【※出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html 】

Q 1 1 技能実習責任者に対する養成講習が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い実施されず、技能実習計画の認定を受けられないがどうしたらよいか。

A 1 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、技能実習責任者に対する養成講習の開催延期等の事情により、技能実習責任者になろうとする者が養成講習を修了していない場合でも当面の間の措置として、技能実習計画の認定を行うこととしておりましたが、今般の養成講習の開催状況等に鑑み、2022年11月1日以降に技能実習計画の認定申請を行う場合は、従前どおり、技能実習責任者に対する養成講習を修了したことを証明する書類の提出が必要です。

Q 1 2 削除

A 1 2 削除

Q 1 3 削除

A 1 3 削除

Q 1 4 削除

A 1 4 削除

Q 1 5 雇用保険（基本手当）は技能実習生にも給付されるのか。

A 1 5 一定の条件を満たしていれば、技能実習生も雇用保険の給付（基本手当）を受けることができます（当該制度は、日本人も技能実習生も同じく適用されます）。詳しくは、下記のリーフレットの1枚目をご確認ください。

【技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度のご案内 ～在留資格が「特定活動（就労不可）」の方も対象です <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-9.pdf>】

なお、当該リーフレットについては、下記のとおり、各言語等に翻訳しておりますので、技能実習生に対する周知にあたり、ご活用ください。

やさしい日本語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-8.pdf>

中国語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-3.pdf>

ベトナム語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-4.pdf>

タガログ語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-5.pdf>

インドネシア語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200626-13.pdf>

タイ語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-6.pdf>

英語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200626-14.pdf>

カンボジア語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-7.pdf>

ミャンマー語：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200626-15.pdf>

Q16 技能実習生の本国への帰国について、日本から出国する前にPCR検査を受けなければ、自国民であっても受入れできないとする国もあるが、このような場合、PCR検査費用については、誰が負担することになるのか。

A16 監理団体（企業単独型技能実習については、実習実施者）については、法令上、「技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずる」義務が課されているところ、技能実習が終了し、帰国するまでの期間についても、その間の生活に係る必要な支援については、監理団体や実習実施者が必要な措置を講じるべきであり、このように解することが、技能実習生の保護を図り、もって、技能等の移転を図る技能実習法の理念にも沿うものと考えています。

PCR検査費用については、上記の帰国旅費や生活費と比べて、帰国のために通常要する費用とは言えないため、監理団体に一義的に負担の義務があるとまでは言えないものと考えており、基本的には技能実習生本人の負担になると考えます。

ただし、技能実習生の国籍によっては帰国のために必須の措置になることから、技能実習生本人に当該費用の負担が困難な事情がある場合、上記帰国担保措置の一環として、監理団体や実習実施者が負担する必要がある場合もあると考えます。

Q17 削除

A17 削除

Q18-1 第3号技能実習に係る一時帰国（※）について、当初予定していた一時帰国時期から帰国時期を変更したいが、どのような手続が必要か。

また、一時帰国予定期間に変更が生じる場合は、どのような手続が必要か。

（※）技能実習法施行規則第10条第2項第3号トに定める一時帰国

A18-1 技能実習法施行規則第10条第2項第3号トに定める期間内において一時帰国の時期を変更する場合は、技能実習計画軽微変更届出書の提出は不要ですが、地方出入国在留管理局における在留資格変更許可申請の審査の際には、技能実習計画に記載されたとおりの一時帰国の有無を確認しているため、帰国時期の変更を行った旨の説明（様式自由）を添付して申請する必要があります。

また、一時帰国の帰国期間を変更する場合（例えば帰国期間を1か月間から3か月間に変更する場合）については、技能実習計画軽微変更届出書を機構の地方事務所・支所あてに提出する必要があります。

Q18-2 第3号技能実習に係る一時帰国について、当初予定していた第3号技能実習を開始してから1年目の一時帰国が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により困難となったため、2年目に一時帰国を行うようにしたいと考えているが、在留期間の更新許可を受けることは可能か。

A18-2 第3号技能実習開始後1年目に1月以上1年未満の期間一時帰国する予定として技能実習計画の認定を受け、2022年9月1日以降に第3号技能実習を開始した場合にあっては、予定通り第3号技能実習の開始後1年目の間に一時帰国する必要があります。

詳しくは地方出入国在留管理官署へお尋ねください。

【※出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00026.html】

Q 19 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、技能実習3号開始後の一時帰国ができない状況が続いている。技能実習3号（2年目）に技能実習生に一時帰国を行うよう努めることとして、在留期間の更新許可を受けているが、一時帰国ができないまま、技能実習3号を修了することとして問題はないか。

A 19 帰国困難事情が解消された場合には、一時帰国予定時期について技能実習生の意向を確認した上で、技能実習生の意向に沿って一時帰国を行わせるよう努めてください。なお、帰国困難事情が解消し、技能実習生に一時帰国の希望があるにもかかわらず、実習実施者等の都合を優先して帰国させないことは認められません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴って、一時帰国をしないまま技能実習3号を修了してしまうことも想定されますが、この場合には認定計画の履行状況に係る管理簿（技能実習制度運用要領参考様式第4-1号）に一時帰国が困難である旨や技能実習3号（2年目）に予定していた一時帰国時期等を記録しておいてください。